

PART 743

SPECIAL REPORTING AND NOTIFICATION

特別報告事項及び通知

Sec.		Page
743.1	ワッセナーアレンジメント -----	1
743.2	高性能コンピュータ：出荷後の確認報告 -----	2
743.3	熱画像カメラの報告 -----	3
743.4	通常兵器の報告 -----	4
743.5	“600シリーズの主要防衛装備品”の輸出の議会への通知 -----	5
付則 1	ワッセナーアレンジメント参加国	

Part 743 (第743章) — 特別報告事項及び通知

§ 743.1 ワッセナーアレンジメント

(a) 適用範囲

本節は、ワッセナーアレンジメントのもとに規制される特定の貨物、ソフトウェア及び技術の輸出に関する特別な報告要求事項について概説するものである。この報告書は、本節の(f)項の条項に従って半年ごとにBISに提出しなければならない、そして、本節の報告要求事項の対象となるすべての輸出の記録は、EAR § 762に従って保管しなければならない。本節は、再輸出に関する報告を要求するものではない。本節は、ワッセナーアレンジメントのデュアルユースリストにリストされている品目に対するワッセナーアレンジメントの報告要求事項に限られる。ワッセナーアレンジメントの軍需品リストにリストされている通常兵器であって、EARの対象となるもの（すなわち、“600シリーズ”のECCN）に対する報告要求事項については、ワッセナーアレンジメント及び国連の報告要求事項についての本章の§ 743.4を参照のこと。

本節の(a)項の注： § 743 でいうところの用語“you[あなた]”は、EAR § 772 で定義される用語“輸出者”と同じ意味を持つ。

(b) 要求事項

あなたは、以下に該当する輸出に関して本節の(c)項で指定される品目のすべての輸出について、本節の条項のもとで要求される各報告書のコピーを2部を提出するとともに、正確な裏付け記録（EAR § 762.2(b)を参照のこと）を保存しなければならない：

- (1) 許可例外 GBS、CIV、TSR、LVS、APP、及び GOV（EAR § 740 参照）の協力国政府の部分（EAR § 740.11(c)）のもとで正当と認められる輸出。米国内に在住する外国人に対する許可例外 TSR のもとでの技術及びソースコードの輸出については、当然報告するべきではないので注意しなさい；並びに
- (2) [Reserved]
- (3) 認証最終需要者の認可のもとに正当と認められる輸出（EAR § 748.15 を参照しなさい）。
- (4) 許可例外 STA のもとで正当と認められる輸出（EAR § 740.20 参照）。

(c) 報告書が要求される品目

- (1) あなたは、機微な品目リスト[Sensitive List]（EAR § 774 付則 6 参照）の輸出についてのみ、本節の条項のもとでBISに報告書を提出しなければならない。

(d) 除外国

§ 743 付則 1 で特定されるワッセナー参加国への輸出を除いて、本節の条項で対象とするそれぞれの輸出について報告しなければならない。

(e) 各報告書に記載しなければならない情報

- (1) 本節の(e) (2) 項で特定される以外の品目について BIS に提出される各報告書には、本節の(f) 項で指定される期間における各輸出に対して次に掲げる情報を記載しなければならない：
 - (i) 商務省規制品リストで特定される輸出規制分類番号及びパラグラフの参照符号；
 - (ii) 出荷単位数；並びに

(e) (1) (ii) 項の注：

本節の § 743.1 (c) のもとで報告書が要求される技術の輸出に関して、出荷単位数は、単一の最終荷受人への技術の初回の輸出について、1 として報告しなければならない。

上記技術の更なる輸出においては、技術の種類若しくは範囲が変更される場合、又は他の最終荷受人に輸出される場合のみ報告しなければならない。

さらに、米国内の外国人への EAR 対象の技術又はソースコードの提供については、報告してはならない。

- (iii) 最終仕向国。

- (2) [Reserved]

(f) 報告の頻度と時期

本節の条項の対象となる報告書について、半年ごとに提出しなければならない。報告書は、各ページの先頭に輸出企業名及び所在地の見出しをつけ、各々の輸出に関して、本節の(e)項で指定されるすべての情報を記載しなければならない。報告書は、1月1日から6月30日及び7月1日から12月31日にわたる6カ月の期間に行われた輸出を対象としなければならない。

- (1) 最初の報告書は、1998年1月15日に始まり1998年6月30日に終わる部分的な報告期間について、遅くとも1998年8月1日には提出され、BISにより受理されなければならない。これ以降、報告書は本節の(f)(2)及び(f)(3)項の条項に従う。
- (2) 6月30日を報告期間の終期とする報告書は、遅くとも8月1日には提出されBISにより受理されなければならない。
- (3) 12月31日を報告期間の終期とする報告書は、遅くとも2月1日には提出されBISにより受理されなければならない。

(g) ワッセナー報告書の提出先—

(1) 電子メール

報告書は WAreports@bis.doc.gov に宛てて電子メールで送ることができる。

(2) 郵送

郵送する場合、報告書のコピー2部を宅配便で以下の宛先に送付する必要がある：

Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce [米国商務省産業安全保障局],
Attn: “Wassenaar Reports”、

Room 2099B, 14th Street and Pennsylvania Ave. NW., Washington, DC 20230.

BISは、C.O.D. [代金引替]で送られる報告書は受け取らない。

(3) ファクシミリ

報告書は以下に宛ててファクシミリでも送ることができる：

(202) 482-3345 又は (202) 482-1373、

Attn: “Wassenaar Reports”。

(h) 連絡窓口

ワッセナーアレンジメント及びこの報告義務に関する総括的な情報については、

国家安全保障技術移転規制局 Tel : (202) 482-4479、Fax: (202) 482-3345 若しくは (202) 482-1373、又は
Email : WAreports@bis.doc.govより入手できる。

§ 743.2 高性能コンピュータ：出荷後の確認報告

(a) 適用範囲

本節は、コンピュータ Tier 3 の仕向地（これらの仕向地のリストについては § 740.7(d) を参照しなさい）への特定のコンピュータの輸出に関する特別な出荷後報告要求事項について概説する。出荷後報告書は、本節の条項に従って提出しなければならないが、当該輸出のすべての関連記録は EAR § 762 に従って保管されなければならない。

(b) 要求事項

輸出者は、“加重最高性能”(“APP”)が、商務省規制品リスト (EAR § 774 付則 1) の ECCN 4A003.b でリストされる数値を超える場合、コンピュータ Tier 3 の仕向地への高性能コンピュータの輸出に加えて、以前にコンピュータ Tier 3 の仕向地に輸出又は再輸出されたコンピュータを強化するために用いられる貨物についても EAR § 762 の記録保管要求事項に従って出荷後報告書を提出し、記録を保管しなければならない。

(c) それぞれの出荷後報告書に含めなければならない情報

遅くとも輸出が行なわれた翌月末までに、輸出者は本節の(d)項に掲載されている宛先で BIS に、次の情報を提出しなければならない：

- (1) 輸出者名、所在地及び電話番号；
- (2) 輸出許可証番号；

- (3) 輸出日；
- (4) 最終需要者名、連絡先、所在地、電話番号；
- (5) 運送会社；
- (6) 航空貨物運送状又は積荷証券番号；
- (7) 貨物説明書、数量（型番ごとにリストされたもの）、シリアル番号及び APP レベル (WT)；並びに
- (8) 輸出者がサイン及び日付を記入するための証明書下付行

輸出者は、報告書に含まれる情報が、知る限りにおいて正確であることを証明しなければならない。

本節の (c) 項の注：

輸出者は、出荷後報告書の一部として、BIS に PRC [中国] の最終需要者証明書の番号を提供することを要求される。BIS に PRC の最終需要者証明書番号を提供しようとする場合、出荷後報告書の中に PRC の最終需要者証明書番号が適用される取引を特定しなければならない。

(d) 宛先

本節の (b) 項で要求される出荷後報告書のコピーは、宅配便で以下の宛先に送付しなければならない。

U. S. Department of Commerce Office of Enforcement Analysis HPC Team [米国商務省執行分析室 HPC チーム]

14th Street and Constitution Ave., N.W. Room 4065 Washington, DC 20230

BIS は、C. O. D. [代金引替] で送られた報告書は受領しないので注意しなさい。

§ 743.3 熱画像カメラの報告

(a) 一般要求事項

熱画像カメラの輸出については、本節で規定される場所により BIS に報告しなければならない。

(b) 報告されるべき取引

ECCN 6A003. b. 4. b で規制される熱画像カメラのカントリーグループ A : 1 の仕向国 (EAR § 740 付則 1 参照) (カナダを除く)

(c) 報告について責任を負うべき当事者

EAR § 772. 1 で定義される輸出者は、本節で義務付けられる報告が BIS に提出されることを確実なものとしなければならない。

(d) 本報告に含めなければならない情報

本節の (b) 項で定められる各輸出に関して、報告書に以下の情報を明らかにしなければならない：

輸出者名、所在地及び電話番号；

それぞれの輸出日；

荷受人又は最終需要者の名前、所在地及び電話番号；

輸出される各カメラの型番；

シリアル番号を有するそれぞれの輸出されるカメラのシリアル番号；並びに

輸出されるカメラの各型番の数量。

(注：技術仕様については、必要に応じて要求される場合があり、要請された後に BIS に提出しなければならない。)

(e) 報告書の提出先

電子メールで、UTICreport@bis. doc. gov に提出しなさい。

(f) 報告の期間と期日

この報告要求事項は、2009 年 5 月 22 日以降に行われる輸出に適用される。輸出は、輸出が行われる報告期間の 1 か月以内に報告されなければならない。最初の報告期間は、2009 年 5 月 22 日に始まり 2009 年 6 月 30 日まで及び。以降の報告期間は、各年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日に始まり、それぞれ 6 月 30 日

及び 12 月 31 日まで及び。各報告期間における輸出は、遅くとも報告期間が終了する月の翌月の最終日までに BIS に報告しなければならない。

§ 743.4 通常兵器の報告

(a) 適用範囲

本節は、ワッセナーアレンジメントの軍需品リスト及び国連通常兵器登録制度でリストされている特定の品目の輸出に対する特別報告要求事項を概説する。ワッセナーアレンジメントの参加国は、通常兵器（ワッセナーアレンジメントの基本文書の Part II Guideline and Procedures, including the Initial Elements, Appendix 3: Specific Information Exchange on Arms Content by Category (www.wassenaar.org) で示されるもの) の非参加国への引渡しに関して半年ごとに情報を交換する（これらは、国連通常兵器登録制度 (www.un.org/disarmament/convarms/Register/) のカテゴリーから導き出される）。類似情報（必ずしも同一情報とは限らない）が、年間ベースで米国政府によって国連にも報告されている。報告される情報には、数量及び受取国の国名並びにミサイル及びミサイル発射装置のカテゴリーを除いて型式及び種類の詳細を含めなければならない。上述の報告書は、(c) (1) 項で特定される品目については本節の (f) 項の条項に従って半年毎に、(c) (2) 項で特定される品目については 1 年毎に BIS に提出されなければならない、そして本節の報告要求事項の対象となるすべての輸出の記録は EAR § 762 に従って保管されなければならない。本節は再輸出又は移転（国内における移転）については報告を義務付けていない。

(a) 項の注： § 743.4 でいうところにおいて、用語“you[あなた]”は、EAR § 772 で定義される用語“輸出者”と同じ意味を持つ。

(b) 要求事項

あなたは本節の条項に基づいて必要とされる各報告書の電子的なコピー 1 部を提出するとともに、以下に該当する輸出に関して、本節の (c) 項で指定される品目のすべての輸出について裏付けとなる正確な記録（EAR § 762.2 (b) 参照）を維持しなければならない：

- (1) 許可例外 LVS、TMP、RPL、STA 又は GOV（EAR § 740 参照）に基づいて認可される輸出；
- (2) [Reserved]
- (3) 認証最終需要者の認証（EAR § 748.15 参照）に基づいて認可される輸出。

(c) 報告が必要とされる品目—

(1) ワッセナーアレンジメントの報告

あなたは、以下の ECCN に番号分類される品目の輸出についてのみ、本節の条項に基づいて BIS に報告書を提出しなければならない：

- (i) [Reserved]
- (ii) [Reserved]

(2) 国連への報告

あなたは、以下の ECCN に番号分類される品目の輸出についてのみ、本節の条項に基づいて BIS に報告書を提出しなければならない：

- (i) [Reserved]
- (ii) [Reserved]

(d) ワッセナーアレンジメントの報告に対する国の除外

あなたは、本節の条項の対象となるそれぞれの輸出について報告しなければならない（ただし、本節の (c) (1) 項で必要とされる報告について、§ 743 付則 1 で特定されているワッセナー参加国への輸出を除く）。

(e) 各報告書に含まれなければならない情報

(1) 本節の (e) (2) 項で特定されるもの以外の品目について BIS に提出されるそれぞれの報告書には、本節の (f) 項で指定される期間中におけるそれぞれの輸出について以下の情報を含めなければならない：

(i) 商務省規制品リストで特定される輸出規制分類の番号及び項番の引用；

(ii) 出荷台数；並びに

(e) (1) (ii) 項の注：本節の § 743.1 (c) で報告が必要とされる技術の輸出について、出荷台数は、一人の最終荷受人への技術の最初の輸出に対して 1 として報告されなければならない。その技術の追加的な輸出は、技術の種類若しくは適用範囲が変更された場合、又は他の最終荷受人に輸出が行われた場合にのみ報告されなければならない。

(iii) 最終仕向国

(f) 報告の頻度及びタイミング

(1) 本節の (c) (1) 項で特定される品目についての半年毎の報告

あなたは、本節の条項の対象となる報告書を、半年毎に提出しなければならない。この報告書には、各ページの先頭に輸出企業の社名と所在地を標示しなければならない。かつ、上述の各輸出について本節の (e) 項で指定されるすべての情報を含めなければならない。この報告書は、1 月 1 日から 6 月 30 日及び 7 月 1 日から 12 月 31 日の 6 か月の期間に行われた輸出を対象としなければならない。

(i) 最初の報告書は、報告される品目の ECCN を追加する本節の (c) (1) 項の改正規則の発効日から遅くとも 180 日後までに BIS に提出され、受理されなければならない。その後、報告書は本節の (f) (2) 項及び (f) (3) 項の条項に従って提出されなければならない。

(ii) 6 月 30 日で終わる報告期間に対する報告書は、遅くとも 8 月 1 日までに BIS に提出され、受理されなければならない。

(iii) 12 月 31 日で終わる報告期間に対する報告書は、遅くとも 2 月 1 日までに BIS に提出され、受理されなければならない。

(2) 本節の (c) (2) 項で特定される品目についての年間報告

あなたは、本節の条項の対象となる報告書を、毎年提出しなければならない。この報告書には、各ページの先頭に輸出企業の社名と所在地を標示しなければならない。かつ、各輸出について本節の (e) 項で指定されているすべての情報を含めなければならない。この報告書は、1 月 1 日から 12 月 31 日の 12 か月の期間に行われた輸出を対象としなければならない。

(i) 最初の報告書は、報告される品目の ECCN を追加する本節の (c) (1) 項の改正規則の発効日から遅くとも 180 日後までに BIS に提出され、受理されなければならない。その後、報告書は本節の (f) (2) 項の条項に従って提出されなければならない。

(ii) 12 月 31 日で終わる報告期間に対する報告書は、遅くとも 2 月 1 日までに BIS に提出され、受理されなければならない。

(g) 報告書の提出

情報はスプレッドシート形式で提出し、WAreports@BIS.DOC.GOV 又は UNreports@BIS.DOC.GOV に電子メールしなければならない。

(h) 連絡先

ワッセナーアレンジメント及びその報告義務に関する一般的な情報は、国家安全保障及び技術移転管理部 (Tel. (202) 482-0092、Fax: (202) 482-4094) から入手できる。

§ 743.5 “600 シリーズの主要防衛装備品”の輸出の議会への事前通知

(a) 一般要求事項

商務省規制品リストに掲げる品目であって、“600 シリーズの主要防衛装備品”であるものを輸出する申請書は、当該品目に対する輸出許可が発行される前に、本節で規定されるところにより議会に通知される。

(1) 許可例外 GOV (EAR § 740.11 (b)) のもとでの米国政府の最終需要者への“600 シリーズの主要防衛装備品”の輸出には、そのような通知は不要である。

(2) 武器輸出管理法のもとに米国国務省によって提出される通知書で記述されたか、或いは記述される“600 シリーズの主要防衛装備品”の輸出には、BIS によるそのような通知は不要である。

- (b) BIS は、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている国以外の国への品目の輸出であって、1,400 万ドル以上の“600 シリーズの主要防衛装備品”を含む契約のもとに販売されるものを認可する輸出許可を発行する前に、議会に通知する。
- (c) BIS は、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている国への品目の輸出であって、2,500 万ドル以上の“600 シリーズの主要防衛装備品”を含む契約のもとに販売されるものを認可する輸出許可を発行する前に、議会に通知する。
- (d) 本節の (b) 項又は (c) 項で記述される計画されたあらゆる輸出について、輸出者は、申請書で必要とされる情報に加えて、署名された契約書（その契約のもとに輸出される“600 シリーズの主要防衛装備品”の品目の価額の記述を含むもの）のコピーを含めなければならない。
- (e) 宛先
軍需品規制課 (bis.compliance@bis.doc.gov)。

§ 743 付則 1 ワッセナーアレンジメント参加国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国